

# 農地利用の最適化と 地域計画の策定に向けて

基盤法等一部改正法施行を踏まえて

## 目次

### 第1章 農業委員会をめぐる情勢

- 1 経験したことのない未曾有の人口減少の進行…………… 4
- 2 農政の潮目が変わる！？…………… 6
- 3 農地・農業委員会をめぐる情勢…………… 8
- 4 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」のポイント…………… 10
- 5 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」における農地についての言及…………… 12

### 第2章 農地利用の最適化

- 1 農業委員会の取り組む農地利用の最適化…………… 14
- 2 農地利用の最適化とは…………… 16
- 3 ステップで取り組む農地利用の最適化…………… 18

### 第3章 基盤法等一部改正法のポイント

- 1 基盤法等一部改正法のポイント…………… 20
- 2 農業委員会Ver3.0で能動的に農地を動かす！…………… 22
- 3 基盤法等一部改正法は農地利用の最適化の法的根拠を明確化…………… 24
- 4 二つの計画で農地が動く、農村の新しい常識！…………… 26
- 5 今後の農地の権利移動は二つの法律で…………… 28

### 第4章 地域計画策定の進め方

- 1 「地域計画」とは…………… 30
- 2 なぜ、いま、地域計画なのか…………… 30
- 3 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い…………… 33
- 4 「農業を担う者」…………… 34
- 5 「地域計画」と「目標地図」のイメージ…………… 36
- 6 「地域計画」は継続的な取組を！…………… 38
- 7 「目標地図」の作成手順…………… 40
- 8 「地域計画」の参加者…………… 42
- 9 「地域計画」策定におけるJAへの期待…………… 44

10	地域計画のエリアと、市町村にある既存の地図が「目標地図」である場合の対応	44
11	担い手へのアプローチ	46
12	地域に担い手がいない場合の対応	46
13	「地域計画」の中にエリアの設定を！	48
14	「地域計画」策定のイメージがわからない地域への対応	50
15	「地域計画」とは、農地を自分たちで耕し続けるか、委ねるかの選択	51
16	「担い手」がいないなら、自ら「担い手」になるか、外から連れてくる	54
17	「地域計画」策定の流れと農業委員会の役割	56
18	「目標地図」の素案	58
19	農業委員会サポートシステムによる素案作成	60

## 第5章 農地バンク法の見直し

1	「農用地利用集積計画」の「農用地利用	
---	--------------------	--

	集積等促進計画」への統合	62
2	「農用地利用集積等促進計画」への農業委員会の対応	63
3	「農用地利用集積等促進計画」原案などの作成	66

## 第6章 下限面積要件の廃止

1	農地法の下限面積要件の廃止	68
2	農地法の下限面積要件の廃止に対する農業委員会組織の対応	70

## 第7章 農業委員会が進める「農地の利用関係の調整」

1	「農地の利用関係の調整」とは	72
2	隗より始める農地利用の最適化	73
	参考 「農業委員会」設置の趣旨と「農業委員会」の今日的意義	74
	おわりに	76

# 第1章 農業委員会をめぐる情勢

## 1 経験したことのない 未曾有の人口減少の進行

まず農業を取り巻く情勢について人口減少に注目してください。毎年、国立人口問題研究所が人口推計を発表します。今年の推計では2056年に日本の人口は1億人を切ることです。約30年で約2500万人の減少です。毎年山梨県（80万1620人）、佐賀県（80万0511人）以上の約83万人が減っていくわけです（山梨県、佐賀県の人口は2022年10月1日の推計人口）。昨人口減少に関して気になる指摘があります。昨年の政府の骨太の方針に記載があった「多極集住」という言葉です。これは全国あまねく人が住んでいたら効率が悪いので拠点に集まりましょうということでしょう。

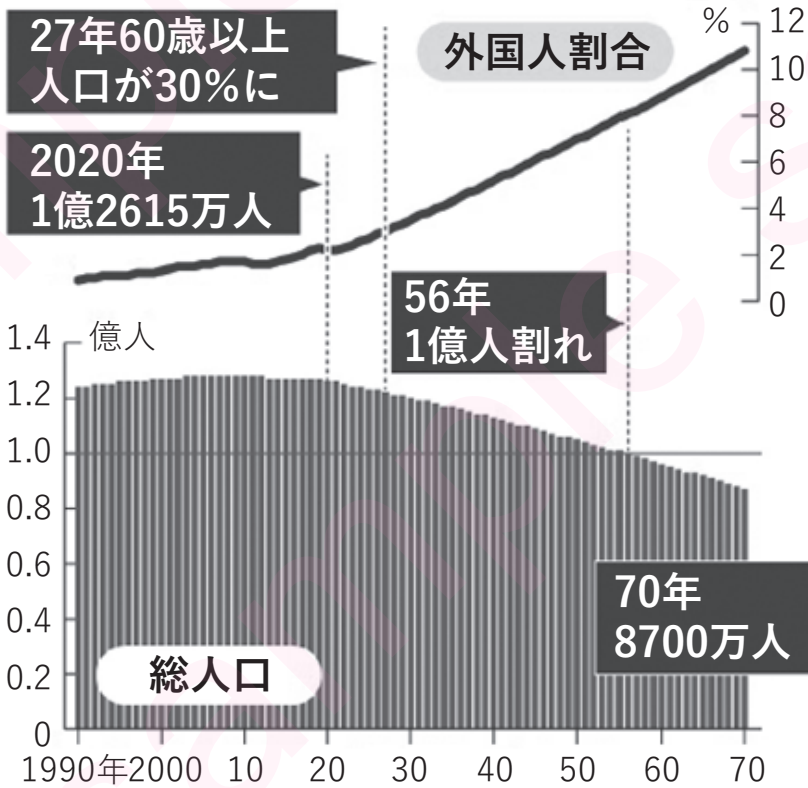
これは上からの、東京発の「農山村たたみ論」

である懸念があります。どこに住むか、どこで暮らすかは皆さんが決めることです。それを効率や経済性で東京の方から決められていい訳がありません。

地域のごとは地域で決める。家の始末も農地の始末もです。本書の話の中心となる地域計画の策定はそのきっかけとなるものであることを冒頭強調しておきます。



図表1 人口推移・推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所など。2020年まで実績。21年以降は推計